

自然エネルギーの最大限導入に向けて

～主力電源としての新たな段階へ～

令和元年8月21日

自然エネルギー協議会

自然エネルギーの最大限導入に向けて

～主力電源としての新たな段階へ～

昨年12月に開催された、国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)では、パリ協定を実効性あるものとするべく、実施指針が採択された。

我が国においても、先月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が国連に提出され、自然エネルギーをはじめとした「環境イノベーション」を通じた「環境と成長の好循環」による、2050年までの温室効果ガス80%排出削減、さらには、脱炭素社会実現に向けた、具体的な方向性が示されたところである。

また、先月、開催された「G20大阪サミット」においても、環境対策を経済成長のアクセルとして、SDGsの考え方に沿った「持続可能な未来」を導くことの重要性が確認されるなど、自然エネルギーをめぐる動きは、新たな段階に入った。

こうした動きに呼応し、ビジネスの分野では、企業の脱炭素化への取組みを投資の判断材料とするESG投資が急速に拡大している。

加えて、「大阪府北部地震」や「北海道胆振東部地震」の発生、「平成30年7月豪雨」など、まさに「災害列島」の様相を呈している現在、特に、昨年9月に発生した北海道における「ブラックアウト」を教訓に、これまでの一極集中型のエネルギーシステムから、災害に強い、自立分散型電源への移行が急務となっており、自然エネルギーの価値は、ますます高まりを見せている。

一方、国においては、「第5次エネルギー基本計画」において、自然エネルギーを主力電源と位置付けたにもかかわらず、2030年のエネルギーミックスに占める割合は、「22%～24%」に据え置かれたままである。

我が国の脱炭素社会実現に向けては、意欲あふれる野心的な目標値を掲げるとともに、ESG投資を呼び込む体制づくり、固定価格買取制度の抜本見直し、実効性ある系統運用や地域間連系線・地域内送電網の増強などを早急に進める必要がある。

本協議会では、これまで、自然エネルギーの最大限導入に向けた、「現場主義・国民目線」に基づくタイムリーな提言を重ねてきた。その結果、自然エネルギーが「主力電源」と位置付けられたほか、「地域間連系線・増強」が実現に向けて進み始めるなど、本協議会の提言が着実に実を結んでいる。

今後とも、主力電源としての自然エネルギーの最大限導入による「環境と成長の好循環」の実現をしっかりと後押しするべく、自然エネルギー協議会として、次のとおり提言する。

1. 意欲的な自然エネルギーの導入目標に向けて

○ 2030年に向けた意欲的な目標設定について

国が主力電源化を目指すとした自然エネルギーの最大限導入に向けた、ロードマップ・アクションプランを明示するとともに、「2030年には30%を超える」などの意欲的な導入目標を設定することを改めて要望する。

○ 環境と成長の好循環について

経済成長と両立する脱炭素社会を実現すべく、世界的にも温室効果ガス削減手法としての有効性が認識されるカーボンプライシング制度の緻密な制度整備を要望する。

また、企業のグローバルな事業展開において不可欠な「RE100」、「SBT」など、脱炭素化に向けた取組を加速させることを要望する。

さらに、ESG投資を呼び込むため、TCFDコンソーシアムの取組の推進や、FIT電源の属性明示(電源種、発電所名等)による「自然エネルギー電力取引の見える化」の推進など、国際競争に対応できる体制づくりを早急に進めることを要望する。

2. 地域との共生と自然エネルギーの推進による地方創生

○ 地域に根ざした税制について

昨今の、一部自治体における太陽光発電事業への法定外目的税を新設する動きに対しては、自然エネルギーの普及促進や地域との共生など、総合的な観点から検討した上で慎重に対応すること、また、法人事業税について、地域のインフラを利用して得た利益を地域に還元すべく、企業の事務負担の簡素化を考慮した上で、無人の発電施設を事務所等として認定し、分割基準の対象とすることを要望する。

○ 地域理解の促進について

発電事業者が事業を実施するに際しては、自治体と相談の上、事業概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会の開催等、「事業計画策定ガイドライン」の遵守に向けた指導・周知の徹底を図ることを要望する。

また、地元自治体の意見を反映させる仕組みを構築することを要望する。

○ 太陽光発電設備の安全性の確保について

地域の安全を確保すべく、小規模太陽光発電に関する電気事業法上の規律強化(技術基準適合性確認など)や、太陽光発電設備を斜面設置する際の技術基準の見直しなどを要望する。

○ 使用済み太陽光パネルの廃棄等について

地域の生活環境を保護すべく、廃棄費用の積立時期や金額について公平であり、かつ、解体・廃棄に向けた実効性が担保された廃棄費用積立制度の確立、PCBと同様の国主導による広域処理システムの整備、リユース、リサイクルに対するインセンティブの付与など、適正処理やリサイクルを行うための体制構築を要望する。

3. 固定価格買取制度の抜本見直しについて

○ FIT 法の見直しについて

自然エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制を両立する制度を要望する。

同時に、FIT に頼らず地域で活用できる電源としての成長を促すべく、また、災害にも対応できる自家消費への移行のため、ZEB、ZEH 及び蓄電池の導入支援の継続・拡充や地域内のエネルギーネットワークの構築など、分散型エネルギーの更なる普及拡大へ向けた見直しを講じるよう要望する。

○ 入札制度の拡大について

地域に密着した電源など全国一律の価格競争になじまない電源もあることから、今後、地域の実情に配慮しながら、慎重に検討を進めることを要望する。

○ 未稼働案件への対策について

当協議会の提言を踏まえ、一定の対策が図られたところであるが、「空押さえ」などに対しては、FIT 認定の取消を含めた適正かつ丁寧な対応を進めるよう要望する。

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

○ 系統容量拡大と地域間連系線等の増強について

主力電源化を目指すとした自然エネルギーを最大限に導入できるよう、現在、運用されている「日本版コネクト&マネージ」の検証を行い、地域の自然エネルギー導入状況に合わせた実効性ある系統運用とすることを要望する。

また、地域間連系線や地域内送電網の増強、蓄電技術の導入促進など、基盤の整備について、国の主体的な関与のもと、早期の実施を要望する。

○ 出力制御の抑制について

出力制御の対象の拡大については、各事業者の出力制御回数の削減に向けて慎重に検討を行い、経済的調整や連系線の更なる活用など地域の自然エネルギーの導入拡大への配慮を要望する。

○ エネルギーの情報開示について

自治体別情報について、事業者に対し、固定価格買取制度によらない自家消費分を含む自然エネルギーの設備容量の情報を開示するよう指導することや、固定価格買取制度による買取が終了する設備の発電量を開示すること、また、一般消費者に分かりやすい電源表示をすることを要望する。

○ 託送料金体系の構築について

分散型電源による地域内での需給により、配電系統内で電力を融通する、電力の地産地消を促すような託送料金体系の構築を進めるよう要望する。

○ 指定電気事業者認定の解除について

指定電気事業者制度の適正な運用確保のため、電力会社が算定した接続可能量につき、第三者機関による検証を行い、その結果により認定を解除する規定を設けるよう要望する。

5. 規制緩和や諸課題について

○ 「再エネ海域利用法」について

占用期間の担保、先行利用者との調整、環境影響評価の迅速化などのルールを関係省庁が連携し、実効性ある運用となるよう要望する。

また、公募占用指針について、事業者の選定の基準を定める際には、地域との調整、地域経済への波及効果に関して知事の意見を十分配慮するよう要望する。

さらに、洋上風力発電の導入に際し、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、課題を整理し、課税に係るガイドライン等を定めるよう要望する。

○ 中小水力発電や熱利用の導入と課題について

中小水力発電について、公表されている全国の流量データ等の充実、また、熱利用について、統計を整備し、測定基準の統一や統計の速やかな開示等を図り、それぞれの導入に際し課題となっている要因を具体的に検証し、導入を積極的に推進するよう要望する。

○ 自然エネルギーと水素の利活用について

「水素基本戦略」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の確実な達成に向け、自然エネルギー由来の水素を中心とした利活用が進むような実証研究の実施、インフラの整備や規制緩和の推進などにより、先駆的な取組を推進する自治体への支援策を講じることを要望する。

令和元年 8 月 2 1 日

自然エネルギー協議会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

自然エネルギーの最大限導入に向けて

～主力電源としての新たな段階へ～

具体的な支障事例

令和元年8月21日

自然エネルギー協議会

正会員
第17回提言支障事例

2. 地域との共生と自然エネルギーの推進による地方創生

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	新エネルギーの導入にあたっては、機器の導入コストや資源の調達コスト、製造コスト、管理コストが高いことや自然現象による出力の不安定さなどが課題となっている。	民間事業者や市町村等が行う新エネルギーの導入などに対する補助制度の拡充(補助率や補助上限額の嵩上げ)を図ること。また、発電設備などを導入する事業者に対する税制特例措置についての拡充を実施すること。	補助制度や税制優遇の拡充
岩手県	地域の実情に合わせた再生可能エネルギー設備の導入を進め、地産地消を推進していくには、地域でのエネルギーの貯蔵や運搬も考えていく必要があり、その解決策として再生可能エネルギー由来の水素製造等が考えられるが、導入費用が高額であるなど、導入を検討する環境が整っていない。	再生可能エネルギーによる水素製造等の研究開発や、実証研究事業の実施などの取組に対し、補助金等の支援を検討してほしい。	
秋田県	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーの適地があっても導入が進まない状況にある。現在、地域間連系線、基幹送電線の整備の計画が進められているところであるが、系統増強に要する多大な負担金と長期にわたる工事期間等が、再生可能エネルギーの導入拡大に支障をきたす恐れがある。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組の加速化を図ること。	
長野県	再生可能エネルギー法の導入に伴い事業化のための補助金は廃止されたが、建設工事に至るまでの事業可能性調査、事業計画策定、概略設計等事業化までには様々な準備が必要不可欠である。経験のある事業者がいない地域レベルにおいては、これらの費用負担を行うことができず、地域の事業主体が育っていない状況にある。	地域における自然エネルギー事業者を育成し、地域活性化に資する自然エネルギー事業を拡大していくため、事業可能性調査、事業計画策定等の建設工事までの準備段階における取り組みに係る補助金などの財政的支援制度を講じるべき。	
長野県	本村は、中山間地であるため、過疎化が進む一部の地域において、地域の活性化につなげようと、地域が事業主体となる用水路を活用したマイクロ小水力発電の事業化を検討している。しかしながら、施設整備にキロワット当たり200万円という高額な建設費の試算がだされたほか、高齢化する農村部では、自主財源の捻出も難しいとして、地域の合意形成ができずにいます。そのため、溪流から取水する小規模水路しかない山間部でも事業化が可能となる中山間地の地域住民が、取り組みやすい支援策の検討をお願いしたい。	①水量の少ない山間地域が取り組む場合のマイクロ小水力発電施設に対応したFIT単価の新設。 ②自主財源の確保が難しい山間部の住民に支援される施設整備補助金の新設。 ③自主財源がない事業者への無利子貸付制度の新設。 ④豪雨や台風などによる自然災害で被災した発電設備の長期保証のある保険制度を民間保険会社に対し商品化の要望と、その保険料に対する国の支援策の新設。	
長野県	当町は環境負荷を低減するエネルギーを使用した電気自動車等の普及を進めているが、燃料電池自動車(FCV)については、水素ステーションが無いため進んでいない。水素ステーションをガソリンスタンドと同様に考えた場合に自治体が整備するものとは考えにくい。	再生可能エネルギーの普及拡大にも資するよう、民間企業が容易に導入しやすく、FCV普及促進が図られる能力を持った水素ステーション整備が進展するような制度設計が必要	
長野県	地域の事業者の既設砂防堰堤を活用した小水力発電の案件開発において、数年来施設管理者に相談しているにもかかわらず、後になってから活用予定施設に関する根幹的な情報が示される場合があり、支障が生じている。	中小水力発電事業者による案件開発の検討初期段階で、砂防施設計画に基づく個々の施設の設置・改修計画等の情報を適切に得られる環境整備が必要	
滋賀県	無人の自然エネルギー発電施設は、現行制度上、事務所等として認定されないため法人事業税の分割基準の対象とならず、その所在により行政サービスを受けているにもかかわらず、その事業活動に対する税収が地域に帰属しない状況である。	無人の発電施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準の対象とされたい。	
大阪府	発電事業者が事業開始前に、事業計画を地域住民へ十分に説明し、誠実・適切に対応していればトラブルが避けられるケースは多いが、地域住民への説明が資源エネルギー庁策定の「事業計画ガイドライン」において推奨事項に留まることから、今後も住民トラブルの発生が危惧される。	一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなど、適切に事業が実施され、地域との共生が十分に確保されるよう、FIT法及びガイドラインの改正・改善を実施されたい。	

2. 地域との共生と自然エネルギーの推進による地方創生

道府県名	支障事例	対応策	備考
大阪府	<p>太陽光発電施設の事業計画認定申請にあたり、関係法令等について「相談・手続中」で申請し、認定取得後、開発工事や設置工事等において適切な法令等の手続を経ないまま運転開始に至った事例がある。</p> <p>工事完了後に当該事項が発覚し、是正が必要になった場合、認定後では、事業者の是正指導等への積極的な対応が期待できない。</p> <p>仮に認定取消しとなっても、事業者が施設を放棄することも想定され、住民の安全・安心の確保が困難となるケースの発生が危惧される。</p>	<p>関係法令等の相談及び手続が完了した旨の報告を事業者に対して義務付けるなど、適切に事業が実施され、地方との連携を含めた制度設計を図れるよう、FIT法及びガイドラインの改正・改善を実施されたい。</p>	
大阪府	<p>資源エネルギー庁が導入を進めている事業計画の認定前申請情報を提供するシステムが、発電出力50kW以上500kW未満の紙申請の案件に関して、未だ対応していないため、関係法令違反案件等への自治体の早期対応が困難な状況となっている。</p>	<p>「大阪モデル」(※)による事業計画の事前確認や早期対応が可能となるよう、事前公表がなされていない発電出力50kW以上500kW未満の紙申請の認定前申請情報について早期に提供を行うとともに、50kW以上のすべての申請に関して、設置場所が特定できる位置図等についても情報提供されたい。</p> <p>※大阪モデル：大阪府域における太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る体制。</p>	
徳島県	<p>電気料金や燃料費の高騰により、農林水産業の経営状況は厳しさを増しており、持続可能な経営を実現するためには、自然エネルギーの導入や省エネ化の促進による光熱費の低減化を進める必要がある。</p>	<p>農林水産分野における自家消費型の自然エネルギーや省エネ設備の導入が促進されるよう、国による積極的な支援や導入コスト低減に向けた技術開発を行うべきである。</p>	
佐賀県	<p>水素源となり得る再生可能エネルギー資源が豊富に賦存している地方においては、水素の製造から利用にいたるサプライチェーンの構築により、新たな産業の創出が期待されることから、研究開発や実証研究事業の実施など、実現に向けた積極的な取組が必要。</p>	<p>水素の製造から貯蔵・輸送、そして利用にいたるサプライチェーン全体を俯瞰した戦略の下で推進される技術開発等の取組を進めるにあたっては、新たな産業創出の効果が期待される実証研究事業等の取組を積極的に進めること。</p>	
大分県	<p>小規模分散型の自然エネルギー導入促進を図るためには、その地域をよく知り、機動的に動くことができる地場中小企業のエネルギー産業化も大事であるが、技術面等の課題から十分に進んでいない。</p>	<p>地場中小企業が取り組む、自然エネルギー関連の製品開発等への支援の充実が必要である。</p>	

3. 固定価格買取制度の抜本見直しについて

道府県名	支障事例	対応案	備考
北海道	大規模な風力発電や、地産地消を推進する上で重要なエネルギーであるバイオマス発電・地熱発電の計画について、設備認定手続きや事業の実施に時間を要するほか、送電網の容量不足等により、送電線の増強費用の負担や蓄電池等の設置を求められる、事業実施が困難となっている事例がある。	固定価格買取制度の運用にあたって、地産地消による地域経済・産業の活性化を図るうえで必要な電源への配慮を図るとともに、認定済み未稼働案件の更なる見直しによる系統容量の確保、系統への接続など事業者の負担軽減などを考慮した導入促進が図られる買取価格の設定や、対象設備の範囲の拡充などの支援を図ること。	FIT
神奈川県	中小規模の太陽光発電は、コストは高くなりやすく、現状でも採算性の面から断念に至る案件が多い。	地産地消に資する需要地に近接した太陽光発電は中小規模のものが多いため、規模別に調達区分を分けるべきである。	
神奈川県	入札制度の導入により、大規模な域外資本のメガソーラーしか認定されなくなるのでは、との懸念から、地域主体の「地産地消」に取り組もうとするNPO等の事業者のマインドが冷え込んでいる。	地方創生、地方活性化の観点から、再エネ事業に取り組もうとする事業者の参入阻害にならないよう、固定価格買取制度上、一定の配慮をしていただきたい。	
山梨県	固定価格買取期間終了後や事業者が経営破綻等したときには、確実に施設の撤去及び処分が行われないことが予見され、防災上、安全上、景観上などにおいて大きな問題となっている。	第三者機関が撤去等の費用を積み立てることににより、太陽光発電施設の撤去及び処分が確実に担保される制度を創設していただきたい。	
長野県	小水力発電の採算性は建設単価kWあたり150万～200万といわれているが、小規模100kW未満での発電所建設に対する水車発電機の比率(価格)が大きすぎる。 流量・落差に合わせた水車選定(特性曲線)できるほど水車メーカーが無く、ほとんどのメーカーが撤退してしまっている。本来は現場に合わせた水車がある事により、最適な発電効率が得られる。また、100kW以下の小流量の農業用水等の候補地を有効活用する事により、分散型のエネルギー自給率向上を太陽光発電のように爆発的普及が見込める。 今後自然エネルギーの中でも発電効率の良い小水力発電の普及を行う為には、スケールメリットを得られる規模以下(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 結果として、中山間地ほど有望箇所が多く、中山間地の活性化に寄与するものと考えられる。	1. 小水力発電の中でも、スケールメリットを得られない小規模(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 2. 一級河川に設置を希望する200kW未満の小水力発電の水利権についての規制緩和を依頼したい。 例)調査期間等	資源エネルギー庁
長野県	エネルギー(電力)自給率を算出し、進捗管理していきたいが、自治体ごと定義がまちまちで比較できない。	自治体単位で算出でき、毎年進捗管理できるエネルギー自給率の定義を定めて欲しい。	資源エネルギー庁
長野県	当市には、太陽光発電事業地の立地場所に問題のある事例がある。 ・土砂災害警戒区域の上流部等にある急な傾斜に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり、下流の住宅等への被害も想定される事業 ・太陽光発電設置に際して、法的規制が無く、地元自治体が事業に適さないと示しても何も効力が無く、乱開発、災害リスク増大等が引き起こされている。	法的に事業抑制区域を示してほしい。	
長野県	木質バイオマスガス化発電事業において、事業認定を受けているにも関わらず事業が2年以上進まない状況となっている。今だ明確な工事着工の説明がなく、事業者からの連絡も間々ならない状況で、コミュニケーション不足により地権者及び住民から不信と不安の声が出ている。	固定価格買取制度も見直しがされ新認定制度となったが、より事業の確実性を重視した認定制度としてほしい。	

3. 固定価格買取制度の抜本見直しについて

道府県名	支障事例	対応案	備考
長野県	当市には、地域外の事業者が、現場をよく確認しないまま事業計画認定を取得し、太陽光発電設備の設置が困難な場所に投資を行なってしまい、投資を回収するため、事業を進めようとして、地元住民とトラブルになる事例がある。	①電力会社に既に支払っている負担金のうち、実際に工事等をしていない部分の返金制度等、事業を撤退するにあたり投資分を少しでも回収できるような制度の見直しをしてほしい。 ②地方自治体のガイドライン等により設置不適格地での設備認定は行わない。あるいは事業計画認定前に地元自治体の意見を述べるができるような仕組みが必要である。	
滋賀県	大規模な太陽光発電設備の設置において、防災・環境上の懸念等を巡り地域とトラブルが発生する等の問題が全国的に生じており、その懸念の一つとして、太陽光パネルの事業終了後の撤去・処分や経営破たん時の放置に対する将来の不安が挙げられる。	事業終了後においても設備の撤去や処分が適切に行われるよう、使用済み太陽光パネルの改修・適正処理・リサイクルシステムの構築について法整備を含めた検討をされたい。	新規
大阪府	府内では大規模発電設備の認定容量の割合が全国に比べて小さく、中小規模の割合が大きい。改正FIT法において導入された買取価格決定に関する入札制度について、入札対象を大規模設備に限定しなければ、システム費用の割安な大規模設備が優先して認定されることが予想され、都市部での太陽光発電設備の導入促進が停滞することが懸念される。	固定買取価格制度の入札対象について、2017・2018年度には2,000kW以上とされ、2019年度には500kWに引き下げられたが、府内の太陽光発電の普及拡大のためにも、小規模の太陽光発電事業に対して十分配慮した入札制度にされたい。	
兵庫県	地域の団体等が再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、発電設備の規模が小さい(太陽光発電:10~50kW未満、小水力発電:100kW未満等)ほど、事業の採算が取れない例が多い。	小規模な発電設備を導入した場合でも、事業の採算が取れるよう、調達区分を細分化して欲しい。	FIT
兵庫県	太陽光発電について、地上への設置に比べ、建物屋上(特に陸屋根)に設置する場合は防水工事等でコストがかさむため、屋上には導入が進みにくい状況である。	太陽光発電について、平地設置、屋上設置など設置形態別の買取区分を設けるべきである。	
兵庫県	太陽光発電を設置できるのは、現状では、初期費用を負担でき、南向きの屋根を有する戸建住宅居住者が中心であり、集合住宅居住者等は、賦課金を負担するだけとなり、不公平感が生じている。誰もが太陽光発電導入に出資できる仕組みを検討しているが、国からの後押しがない。	住民が出資して自然エネルギーによる発電を行う場合、割高になる運営コストを穴埋めできるような買取価格の上乗せ、補助金等による支援制度を設けるべきである。	
鳥取県	現在、環境影響評価において、経済産業大臣への知事意見という形でしか地元意見を述べる機会がない。今後、風力など地域の資源を生かした発電事業については、地元の理解を得ながら進めることがより一層重要であり、各種許認可やFIT認定手続きにおいても、適切に地元自治体の意見を反映する仕組みが必要である。	風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築していただきたい。	経済産業省、環境省、環境影響評価法
高知県	県において、「太陽光発電施設の設置・運営に関するガイドライン」を策定し、事業者や市町村に対して、地域への事前説明や地域との合意形成など地域への配慮の必要性について助言を行っているものの、ガイドラインは事業者の自主的な取り組みを求めるためのものであるため、一部の事業者においては、地元住民との合意形成が進まず、トラブルになるケースがある。	事業者の自主的な取り組みを求めるガイドラインでは、実効性が十分とは言えない。太陽光発電が地域と調和した事業となるよう、地域への事前説明や合意形成など、事業化における地域とのトラブル防止のための導入手続きに関する法整備をしていただきたい。	法整備
沖縄県	離島地域において再エネ設備を導入する場合、施工費用や輸送費などが高額になるためFIT価格のみでは事業化が難しい場合がある。	地域の特性に合わせてFIT価格の設定やFITと併用可能な建設費用の一部補助の制度設計を検討していただきたい。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	本州以南の電力他社は、複数あるいは大容量の連系統でつながっているのに対し、北海道は、小容量の北本連系設備(90万kW)1点のみの連系であり、道内の地域内系統などの電力基盤も容量が少ない。北海道胆振東部地震では道内全域の電力供給が途絶し、緊急時の電力の安定供給を確保する必要があることや、北海道は風況が良好で大規模な土地の確保が可能な風力発電に適した地域としてあげられているが、系統の問題などから風力発電の導入に制約がある。	大規模電源停止リスクへの対応として緊急時における安定供給の確保や新エネルギーの導入拡大を推進し、我が国のエネルギーミックスを実現するためには、賦存量の多い地域のポテンシャルを活かすことが重要であることから、北本連系設備の更なる増強や、蓄電池技術の導入促進などの電力基盤の整備を図ること。	送電網整備
北海道	北海道内では、地域に根ざしたバイオマス発電の計画があるが、系統接続に制限があることから、接続が不可能な地域が多くなっている。	小規模バイオマス発電のような地域に根ざした安定的な発電を増やすため、地域内送配電網の整備等により接続可能量の増を図るとともに、地域の創意工夫を活かした主体的な取組に配慮した制度整備を検討すること。	系統連系
岩手県	本県では、全国的にも高い再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしていくため、風力や地熱などの再生可能エネルギーの導入を進めているが、送電網が脆弱であるところに、再生可能エネルギー設備の急激な導入が進んだことから、送電線の接続可能量に空きがない状況。 国では、平成28年10月に東北北部エリアにて募集プロセスを開始し、系統増強工事を計画しているが、エリアが広範囲に及び検討に時間を要しており、工事終了までに相当な期間が見込まれ、今後の再生可能エネルギー設備の導入が見通せない状況。	国において、早期にプロセスを完了し、基幹系統増強工事の工期短縮を図るほか、現状の送電網で連系可能量を拡大する更なる方策に取り組んでいただきたい。	
秋田県	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーの適地があっても導入が進まない状況にある。現在、地域間連系線、基幹送電線の整備の計画が進められているところであるが、系統増強に要する多大な負担金と長期にわたる工事期間等が、再生可能エネルギーの導入拡大に支障をきたす恐れがある。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組の加速化を図ること。	
福島県	電力会社の保有する送電設備の容量不足から、県内の広範囲にわたる地域で、新たな発電設備の接続が制限される状況となっており、再生可能エネルギー事業を断念せざるを得ない事例も生じている。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、送電網が弱いため導入が進んでいない地域を中心に送電ルートを新設するとともに、その運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。 また、改正FIT法の施行を待たずに、電力会社と連携し認定取消等による速やかな滞留案件の解消を進めること。	送電網整備
群馬県	本県の系統連系制約については、入札制度の導入により解消の見通しがついたところであるが、送電網の増強工事に長期間を要することから、再生可能エネルギー普及の妨げとなっている。	再生可能エネルギーの普及のためには、送電設備等のインフラ整備を計画的に行っていく必要があり、国と電力会社が連携し、速やかに系統の増強に取り組んでいただきたい。	経済産業省

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
長野県	市町村域等の温室効果ガスの排出現状を行政が把握し、発信していくことは地球温暖化対策の推進に関わる法律や地球温暖化対策計画で定められている地方公共団体が行うべき責務であるが、電力自由化に伴い、温室効果ガスの算定に必要な市町村単位での電力消費データについて、行政が把握しづらくなっている。	・旧一般電気事業者や全ての新電力事業者から国へ一度データを集積する仕組みが必要と考える。 ・4分野(産業部門・民生家庭部門・民生業務部門・交通部門)に分けた状態で、地域でどの程度消費しているかの情報を行政向けに提供するプラットフォームを国で整備していただきたい。	
長野県	経済産業省の許認可手続および電力会社の申請手続・バンク逆潮流対策工事に時間がかかるため、FIT申請時に予定した太陽電池が、許認可時・電力会社の手続終了時には技術進歩(太陽電池の出力増加)により存在しない事態が生じている。補正のための軽微変更手続も同様に時間がかかるため、齟齬を補正できるか不安がある。予め太陽電池を確保する方法もあるが、経済的に不合理であり、一般的な対応策とすべきではない。	電力会社の申請手続・バンク逆潮流対策工事に時間がかかるのはやむを得ないとしても、経済産業省の手続は遅くとも1~2ヶ月程度に早めていただくか、太陽電池の出力増加の規制を緩めてほしい(同メーカーの後継製品の場合には届出制でよいとする等)。	
長野県	太陽光発電や風力発電の出力抑制が話題になっているが、無償の燃料(太陽光、風)なので、最大限生かす方策を積極的に取るべきと考える。実際の事例において金融機関の審査で不安視される声もあり、明確なルールが欲しい。	・出力抑制を最小限にできるよう、卸電力市場の充実により供給過多の時に単価を安くし需要時間の移行を促したり、地域間連系線の早期の拡充等により需給の融通をより活発化させるべきである。 ・出力抑制が多発する事態に備え、固定価格買取期間を、20年間などの固定期間ではなく、例えば、87,600 売電時間などの実際の出力時間に設定することを検討したらどうか。	
奈良県	県南部が送電網系統接続の制約対象エリアとなっており、一定規模以上の再生可能エネルギー等の新たな発電設備の導入ができない状況となっている。	国が主体となって、政策的に送電網の容量の増強を実施してほしい。	
鳥取県	中山間地等の大きな電力需要がない地方にあっては、電力会社の送電網が脆弱なため、小規模にも関わらず発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が発生している。	国においては電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	
高知県	大きな電力需要のない地方にあっては、電力会社の送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーによる発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が発生している。	国において電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	送電網対策
佐賀県	平成30年10月以降、九州では固定価格買取制度に基づき、太陽光発電などに対し出力制御が実施されており、今後もその頻度・量が増加することが懸念されている。現状のインフラでは、県内において、太陽光発電など再生可能エネルギー由来電力の開発が困難な状況となりつつある。	国において再生可能エネルギーの更なる導入拡大が可能となるよう、再生可能エネルギーの出力変動をならす調整力を具体化するための取組の加速、安定した分散型電源となり得る再生可能エネルギー発電技術の開発促進などを推進していただきたい。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
熊本県	県内全域で送電線等の容量不足が厳しい状況になっており、電力会社から上位系統対策に多額の負担金と長期の工事期間が提示されるなど、再エネの導入に取り組んでいる地域の再エネ事業者は、事業実施の見通しを立てられない状況である。	国においては、送電線等の計画的な増強はもちろんのこと、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業(200kW程度)については、低圧(50kW未満)案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。 九電においては、今後予定されている上位系統対策に向け、できる限り工事の期間短縮が図られるよう、作業員の増員等、万全の措置を講じていただきたい。	
大分県	地熱・温泉熱や小水力など、安定運用可能な再エネに関して、系統への接続容量が少ないにも関わらず、接続希望の多い太陽光発電との差別化がなされていないため、系統への接続が困難になっている。	地熱・温泉熱など安定的な再エネを優先的に接続出来るような仕組みを検討いただきたい	
沖縄県	沖縄県の一部離島においては、接続可能量に達したため、今後の接続には電力会社指定の接続ルールが適用されるため、事業化が難しい。	再生可能エネルギーの系統接続可能量の拡大に向けて、大規模蓄電池の設置等の地域に応じた対策を講じて欲しい。	

5. 規制緩和や諸課題について

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	風力発電事業が環境影響評価法の対象に追加され、事業者にとってコストの上昇と事業期間の延長が新たに事業実施上の課題となっている。	環境省・経済産業省で検討が進められている風力発電所・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・審査プロセス等の運用改善による期間短縮を早急に進めること。	環境省 環境影響評価法
長野県	農地の規制。太陽光発電によるソーラーシェアリングや風力発電は、農地にも適地が多く、農業との親和性が高いが、農地法の規制で設置が広がっていない。また、3年間の一時転用では、金融機関からの融資審査に耐え難い。	認可条件を緩和するか、一定の条件を満たせば、FITの契約期間の間は、営農を続ける条件で農地への再生可能エネルギーの設置を許可するようにしてほしい。	
兵庫県	法人に対しては、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)が収益の多寡によらず固定額で課税される(標準税額の場合、20年間で約140万円)。 自治体では収益事業を行っていない法人に対する減免措置を設けているが、それらの法人が固定価格買取制度を利用した売電を行うと、収益事業と見なされ減免が適用されなくなる。 このような状況の中、これまで収益事業を行っていない自治体やNPO法人等が新たに所有施設の屋根等に太陽光発電を設置しようとしても、小規模(10kW程度)では収入に対する法人税(均等割)の割合が非常に高くなる。 このため、利益が出ず、導入を断念したケースがある。	自治体や認定NPO法人など、収益事業が小規模な再生可能エネルギー発電設備による売電事業のみである法人については、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)の課税対象から除外する等の全国統一的な特例を設けるべきである。	総務省 地方税法第25条
鳥取県	再エネ発電所で発電されたFIT電力については、特定卸供給に関する資源エネルギー庁の運用ルールで、原則小売電気事業者が全量買取り(全量供給)することになっており、地域新電力が自己の販売量を上回る発電規模を持つ発電所から特定卸供給を受けようとすると、供給される電力が販売量を上回るため、その分は損失となる。	再生可能エネルギーの地産地消を促進するため、地域新電力がその規模に応じたFIT電力を調達することができる環境を整えるための規制緩和や必要な法整備等を行っていただきたい。	新規
徳島県	平成25年の河川法改正により、小水力発電に係る許可手続きの簡素化が進められたが、従属発電以外での取水では河川流況の測定などが求められており、地域が主体となる小規模な小水力発電においては、資料整理に多くの時間や労力を要していることから、地域での自然エネルギー活用の支障となっている。	減水区間が短い小水力発電については、流量測定の省略や簡素化など、一層の規制緩和を進めていただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
岩手県	太陽光発電施設施工期間中に、一時的な降雨等により濁水が発生し、それが河川へ流出したことに伴い、景観や漁業・農業面での地域住民の不安を煽ったケースあり。	事業者による、地域住民・市町村への十分な説明や濁水河川流出の防止対策など、より一層の配慮が必要であるが、それだけでなく、国側での法整備も期待したい。	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・太陽光発電設備設置工事中に事業地から土砂が流出し下流の畑や用水路に被害を生じた事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・傾斜地において太陽光パネルの架台基礎をドラム缶を使用して施工しており、景観上及び安全上の問題について地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・生活道路の間近に45度の大規模太陽光発電施設が設置され、景観を阻害しているとして地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)である急傾斜地や土砂災害警戒区域に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり下流の住宅等への被害も想定される事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・歴史的文化財の背景に太陽光発電施設を設置することにより、景観を阻害することなどから地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく伐採届を提出せずに森林約4haを伐採した事案	〃	
長野県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・施工不良等が要因で突風によりパネルが飛散したなどの事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の健全な普及拡大を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
長野県	住宅地の中にある遊休農地に、近隣住民への説明もないまま、市町村の指導基準に満たない小規模な太陽光発電施設が設置され、夏季にパネルからの反射熱により宅内が高温となる事例が生じた。	反射光ばかりでなく、反射熱による環境への影響についても情報の共有を図る必要がある。	
長野県	観光地の入口にある30度を超える急斜面を開発した結果、森林法や砂防法など法律が求める許認可制度を適切に運用したとしても、防災面や景観面で懸念が解消しない太陽光発電の事例が発生している。	地域と調和した再生可能エネルギー事業を促進するため、防災面や景観面で懸念が生じている太陽光発電の事例を集めて許認可の基準を点検して、必要な対応を執るべき。	国土交通省 砂防法、景観法 林野庁 森林法
長野県	再生可能エネルギーについての不正確な情報や根拠の無い思い込みが、地域の担い手による再生可能エネルギー導入の支障となる事例が見受けられる。	例えば太陽光発電におけるパネルの廃棄、電磁波や反射光の影響など、メディアなどでの不正確な情報に対して科学的根拠に基づいて説明して周知することが必要	
長野県	二酸化炭素排出量削減と矛盾する太陽光発電事業地の立地 ・森林区域で既存の木を伐採して太陽光発電施設を設置する事業は、住民の理解を得づらい。	温暖化対策を目的として自然エネルギー導入拡大を図るのであれば、森林を伐採した太陽光発電設備の設置を認める際は、当該森林の伐採によって減少するCO2吸収量を当該設備導入により削減できるCO2量が上回っていることを定量的に説明することが必要である。	
長野県	森林伐採などの自然破壊を伴う大規模太陽光発電事業に対して、有効な制限を行う手だてがないことにより事業が実施されてしまい、太陽光発電に対するネガティブな感情を住民に植え付けてしまう。その結果、推進すべき形態の太陽光事業に対しても、事業への反感や拒否感が醸成される傾向がある。	大規模太陽光発電事業への環境アセスメントの導入に際し、リアセスの手続を行わない者に対し、必要な措置を勧告するとともに、当該勧告に従わないときはその旨及び当該勧告の内容を公表する仕組みを新たに取り入れることにより、手続の実効性を担保する。	環境省

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・自然公園法、愛知県立自然公園条例、土壌汚染対策法などの関係法令における手続きが遵守されず開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に共有する必要がある。	
愛知県	太陽光発電事業における住民とのトラブル ・大規模な山林開発を伴う太陽光発電事業において、周辺住民との軋轢が生じている事案がある。	周辺住民等とのトラブル発生事案及び調整事案の具体に関する全国的な情報共有については、資源エネルギー庁の主催により情報連絡会が開催されたところであるが、引き続き情報共有していただきたい。 また、事業計画の認定に際して、事業者の責任において地元調整を図ることを義務づけるなどの法整備をしていただきたい。	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく林地開発許可などの関係法令等における手続きが遵守されずに森林約2haを開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・砂防指定地内における行為の規制に関する条例に基づく砂防指定地内行為許可などの関係法令等における手続きが遵守されず開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
三重県	太陽光発電を中心とする新エネルギー施設については、景観への影響や災害発生の危惧等から、地域との共存共栄が課題となっている。	メガソーラー等の開発、設備設置に関して、地域との共存共栄が図られるよう、国において「事業計画策定ガイドライン」の周知、徹底をお願いしたい。不適切事案に対して厳しく対処することはもとより、推奨事項への取組がみられない事案に対しても、地方自治体と連携して指導・助言を行うよう体制構築をお願いしたい。	
熊本県	太陽光発電施設工事において、適切な雨水排水対策がとられていなかったために、事業地から河川に濁水が流出し、地域住民とトラブルとなった事案が相次いで発生している。	他法令による防災対策が求められない事業においても、事業計画策定ガイドラインの中で防災に配慮した設計、施工や地域との関係構築が規定されているが、実情においてこれらの実効性の確保が課題。 ガイドラインを順守させるために、認定申請において以下の①～④を義務付け、違反行為には国が自治体と連携して指導を実施し、悪質な事案には認定取消し等の処分まで行う体制を整備してほしい。 ①地域住民に対する防災対策を含む説明会の実施 ②説明会の実施状況と住民側意見を記した資料の認定申請書への添付 ③住民側意見への対策を反映した防災対策を説明する資料の添付 ④災害や土砂流出等によるトラブル等の発生時における国、県、市町村への報告	
香川県	太陽光発電事業において、地元への十分な説明が行われないまま事業が進められ、その後、瀬戸内海の景観が損なわれることなどを理由に、地元自治会が事業に反対している事案。	発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図っていただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
高知県	太陽光発電事業やその施工について、周辺住民等への事前説明が行われず、トラブルになるケースがある。	<p>着工して初めて、地域住民が事業が行われることを知るケースがある。地域の理解を得られない事業はトラブルに発展する。一定規模以上の太陽光発電の開発については、事業・施工についての地元説明、及び地元同意が重要。</p> <p>太陽光発電設備の設置に関する地方自治体のガイドライン等では、実効性が十分ではない。国において地域への事前説明や関係住民の合意形成など、地域社会との共生が図られるような導入手続きの法整備をしていただきたい。</p>	
高知県	太陽光発電施設施工期間中に、降雨により濁水が発生した。	<p>施工期間中の適切な雨水対策がとられていなかったために、濁水が発生し、地元住民との不和の原因となるケースがある。また、事業への懸念も招くこととなる。施工期間中の雨水処理についても、適切な対策を事業者が行うことが必要。</p>	

**準会員
第17回提言支障事例**

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	<p>電気事業法では、発電出力5kW(5MW)以上の発電設備を系統に連系する場合に、第二種以上の電気主任技術者を選任することが求められている。しかし、再エネ設備は人口の少ない地域に設置する 경우가多く、多くの新規案件で第二種主任技術者の確保に困難を来している。また運開後も、主任技術者が高齢を理由に引退を希望する場合もあり、大きな事業リスクとなっている。今後、高齢の主任技術者の引退が進むことで、さらに再エネ設備の主任技術者確保が困難となることが想定されている。</p>	<p>現行の電気主任技術者制度は汽力・水力発電等の従来型発電設備の維持及び運用に関する保安の監督をさせることを想定した制度であって、再エネ設備の維持及び運用に係る特有の知見を有しているとは限らない。</p> <p>また、大規模な設備であっても、太陽光発電設備の構造は簡素であって、主任技術者の業務ボリュームが少なく、また安全確保の面からも、必ずしも第二種主任技術者を保安監督の任に充てる必要性が乏しい。</p> <p>以上のことから、太陽光発電設備の主任技術者選任に係る規制、特に5kW以上の設備への第二種主任技術者選任に係る規制緩和を希望する。</p>	<p>経済産業省 電力安全課 電気事業法</p>
準会員	<p>九州電力・四国電力管内を除き、出力制御の実施方法（ルールの具体的な運用の細部）が未だ明らかになっていない。</p>	<p>出力抑制の実施方法が明確にならないと、抑制率の分析のみならず現場での対応に向けた体制構築が困難なことから、予見可能性を高める意味でも早期に実施方法を確定させてほしい。</p> <p>具体的には、輪番制のグループ数・配分方法のほか、いつ（例えば、旧ルールについては抑制の時間帯）、どの程度の量の抑制をかけることになるのか、九電・四電管内と同等の情報開示が必須であると考えられる。</p>	<p>経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社</p>
準会員	<p>前回、営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。というご意見がありました。農業を継続しているのであれば、農地のままでも営農型太陽光発電所を設置できるようお願いしたい。</p>	<p>営農型太陽発電システムはいずれの地目の土地についても設置可能とするとしていただきたい</p>	<p>農林水産相(例外規定)、経済産業省</p>
準会員	<p>現状では、小水力発電設備については、20kW以上なら「事業用電気工作物」となり、工事計画届、主任技術者の選任・保安規程が必要である。しかし、例えば出力30kWで揚水する場合と発電する場合を比較すると、必要な水路・水車等の設備は、ほとんど同じである。しかしながら、現状では、揚水を行うなら「一般用電気工作物」、発電なら「事業用電気工作物」で、発電の側に厳しい規制がかかっている。これを、発電と受電とを対称に扱い、発電側の規制を緩和して、50kW未満の小水力発電設備に係る手続きの負担を軽減していただきたい。</p>	<p>小水力発電設備にかかる電気事業法の一般用電気工作物と事業用電気工作物の区分を、受電設備と同等に扱い、高圧(約50kW以上)を事業用電気工作物、低圧を一般用電気工作物としていただきたい。</p>	<p>経済産業省 電力安全課 電気事業法</p>

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	回避可能費用が上昇することで、新電力会社の採算性の悪化、再生可能エネルギー電力の購入減少・採算性の悪化が危惧されている。激変緩和措置5年間で決められているものの、スケールメリットの取れない地産地消を目指す地域新電力にとっては事業見通しが立ちにくくなっている。そこで、地産地消を目指す地域新電力においては柔軟に期間を延長(10年等)していただきたい	固定価格買取制度の「回避可能費用」の市場連動移行に関する激変緩和措置の適用期間の拡大に関して	経済産業省 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
準会員	300kW未満のバイナリー発電(不活性ガス利用分)に適用される規制緩和を同様に安全と考えられる「小規模のフラッシュ発電機(ゆけむり発電)」への適用拡大を図ってほしい。これを活用できると、バイナリー発電機が活用しづらかった蒸気量での活用等、温泉資源の利用法のさらなる拡大も考えられるため。	ボイラー・タービン主任技術者の選任 範囲の見直し	経済産業省 電力安全課 告示
準会員	環境省のガイドラインにおいて、「ただし、あらかじめ掘削しようとする段階において、転用する意思がある場合は、「温泉をゆう出させる目的」を有していると考えられるので温泉法第3条の掘削許可が必要となる。」とされているが、そもそも掘削段階では湧出利用が目的でないにもかかわらず、許可申請が必要になることは、調査の障壁となっている。掘削の転用する場合には井戸の拡張や発電に対応するための設備が必要となるため、それに合わせて、許可申請が必要になるようなフローが検討できないか。	温泉法第3条の「掘削許可」が必要な 範囲の緩和	環境省 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係) 温泉法第三条
準会員	一般的にバイオマス発電はスケールメリットを享受する部分が多く、現行主流となっている蒸気タービンを使った発電では、採算が合わない場合が多い。一方、ドイツでは中小規模のバイオマス発電は安全性も高いORC発電が一般化している。ところが、日本では一般化しておらず、また電気事業法においては一般の蒸気タービンと同じ扱いを受けるため、普及していない。政策上、固定価格買取制度では中小規模のバイオマス発電の普及促進を積極化していく方針が見られる。技術的にも安全性の高いORC発電においては、その方針に則り、運営上の負担を減らすためにも、常時監視条項の緩和、届け出を不要としていただきたい。	バイオマスを活用したORC(有機ランキンサイクル)発電(1000kW未満)の電気事業法上の規制(常時監視・工事計画の届け出など)	経済産業省 電力安全課 電気事業法・電気設備の技術基準の解釈第47条 電気事業法施工規則65条
準会員	現状では事業者側が具体的にどの程度の抑制がかかるかを予測する正式なツールがなく、事業計画立案の大きな障害となっている。原発の再稼働見込みや系統接続量など変動する予測値の更新を行うとともに、設備導入にあたって出力抑制の程度(抑制が○%であれば、○時間抑制がかかるなど)を予測するソフトを作成いただきたい。	事業計画に伴い、出力制御が実施された場合のシミュレーションソフトを作成いただきたい。システム容量で地域別、抑制条件別、再エネ別に、年間抑制時間と非買発電量が表示されるイメージ。(資源エネルギー庁『おひさまパワー！太陽光発電』の発電量シミュレーションの様に)	発電量シミュレーションソフト開発
準会員	変動電力といわれる太陽光・風力に関しては系統の弱い地域においては、すでに設置に対して事業性が見通しが担保できないレベルに達しつつある。これを解消するためにも、供給側のピークカットを行うために積極的な貯蔵システムの構築が急がれるものと考えられる。国策として蓄電を推し進めることで導入コストの低減も図られ、結果として安価に系統の柔軟性を高められると考えられる。	再生可能エネルギー事業者向けの蓄電池設置の補助金を今回の緊急補正にとどまらず、今年度補正においても実施していただきたい。	補助金